

大阪市水道局 水安全チーム設置要綱

(制定 平成 20 年 2 月 4 日局長決)

(最近改正 令和 8 年 3 月 30 日工務部長決)

(設置)

第 1 条 大阪市水道局に大阪市水道局 水安全チーム（以下「水安全チーム」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 水安全チームは、大阪市水道局における水安全マネジメントシステム (ISO22000) の確立、実施、維持、更新を確実にすることを目的とする。

(構成)

第 3 条 水安全チームは、チームリーダー及びチームメンバーをもって構成する。

2 チームリーダーは、工務部長の職にある者をもって充てる。

3 チームメンバーは水道センター統括担当部長、浄水統括担当部長、品質管理担当課長、東部水道センター所長、西部水道センター所長、南部水道センター所長、北部水道センター所長、東部水道センター給水装置工事担当課長、東部水道センター維持担当課長、南部水道センター維持担当課長、柴島浄水場長、庭窪浄水場長、豊野浄水場長、設備保全センター所長、水質管理研究センター所長、水質管理研究センター水質調査研究担当課長の職にあるものをもって充てる。

(チームリーダーの職務)

第 4 条 チームリーダーは、必要に応じ会議を招集し、その議長となり会務を総理する。

(会議)

第 5 条 会議は、チームリーダーが随時、必要なチームメンバーを招集して行う。

2 チームリーダーが必要と認めるときは、チームメンバー以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会及び作業部会の設置)

第 6 条 チームリーダーは必要に応じ、分科会及び作業部会を設置することができる。

(施行の細目)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、チームリーダーが定める。

(事務局)

第 8 条 水安全チームの事務局は、工務部計画課とする。

附則

この要綱は、平成 20 年 2 月 4 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 1 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 5 月 8 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年 5 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 6 年 7 月 5 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。